

# 未来へのバトン出版記念会

## 福島県中間貯蔵施設の不条理を読み解く

門馬好春編著

2025年6月7日(土)14時30分から16時まで  
原子力災害考証館furusatoに於いて  
いわき湯本古滝屋9階

# 未来へのバトンの出版目的

2021年1月11日東京新聞



- ・福島県中間貯蔵施設の不条理を一人でも多くの方に知っていただきこれを自分のこととして考えていただきたいこと
- ・そしてこの不条理の課題・問題点の改善・見直しを図ること

## \* 要望書5つのポイント

- ・2045年3月12日までに福島県外最終処分場に汚染土搬出し原状回復のうえ地権者に土地返還し事業を終了させること

## \* 昨年12月環境省に無人島に船舶搬送を申し入れ

- ・ふるさとの跡地復興は両町・町民・地権者が主体となること

# 要望書5つのポイント

30年中間貯蔵施設地権者会  
平成27年10月30日令和4年一部  
変更

(平成26年12月25日 望月義夫環境大臣に提出)

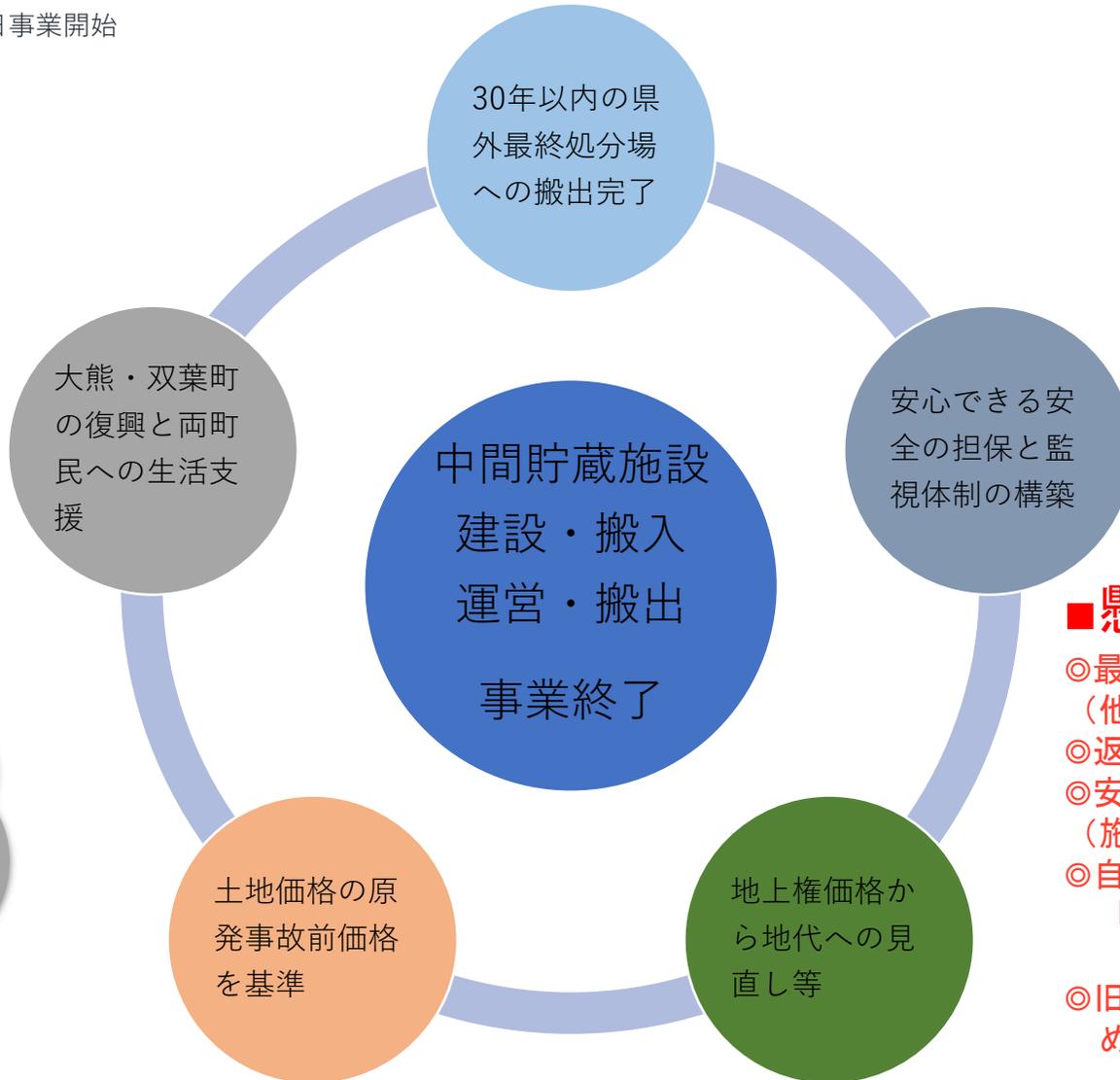


3月13日事業開始

3月12日事業終了



事故の責任 東電  
国：管理監督責任



- ◎最終処分場への搬出
- ◎原状回復工事の実施
- ◎土地所有者への土地返却

## ■懸念事項

- ◎最終処分場を受け入れる処はあるのか (他の4都道府県で反対活動が行われている)
- ◎返還時の土地の原状回復方法等の早期協議
- ◎安全協定内容 (施設跡地の地域振興等への利用協議)
- ◎自民党資源・エネルギー戦略調査会 「核のゴミ」最終処分場議論小委員会 適した場所「阿武隈高原北部海岸地域」
- ◎旧動燃が東北で行った最終処分地選定のための調査 (大熊町・双葉町も含まれる)

被災者への更なる負担  
何故、何の責任もない町民・地権者が犠牲となり  
ふるさとから追い出されなければならないのか

# 公共事業とは = 憲法29条による保障

- **公益**があること 鉄道・道路・港湾・空港の建設等
- **公正**であること 法律・損失補償基準等の統一ルール
- **公平**であること 用地補償価格の公平
- **情報共有**による事業者と地権者等との**対話**があること
  - \* 事業者は隠さず情報公開し地権者等が判断できる説明を行う
- 公共事業に協力した地権者等の**生活再建**が図られること
  - \* 生活再建は公共事業前と同程度でなければいけない

# 本を読まれた方々からの意見・感想など

- ・ふるさとの方々⇒ 我々は国と東電から騙された
- ・地権者の方々⇒ これが国が土地売却を優先した理由なのか
- ・怒りが湧いてきて血圧が上がらないようにゆっくり読む
- ・読んでいて古里が危ないなと危機感が強くなってきた
- ・驚きの連続なので門馬好春氏に直接会って話を聞きたい
- ・資料的・記録的価値が高いので、図書館等で残されるべき
- ・この本を多くの方に読んでほしい
- ・用地補償は難しいが吉原先生との対談で入り易かった
- ・法律違反であるなら裁判を行うべきではないか
- ・環境省地権者対応は一方的通告とあるがそうは思わない

# 中間貯蔵施設の基本的な問題点

- 本事業は東電が行うべき一時的に手伝う場合は国交省
- 30年の事業であり土地賃貸借が原則、例外が土地買収
- 事業名は30年間保管場又は30年間仮置き場とすべき
- 2013年11月23日福島民報新聞                      2014年7月29日読売新聞



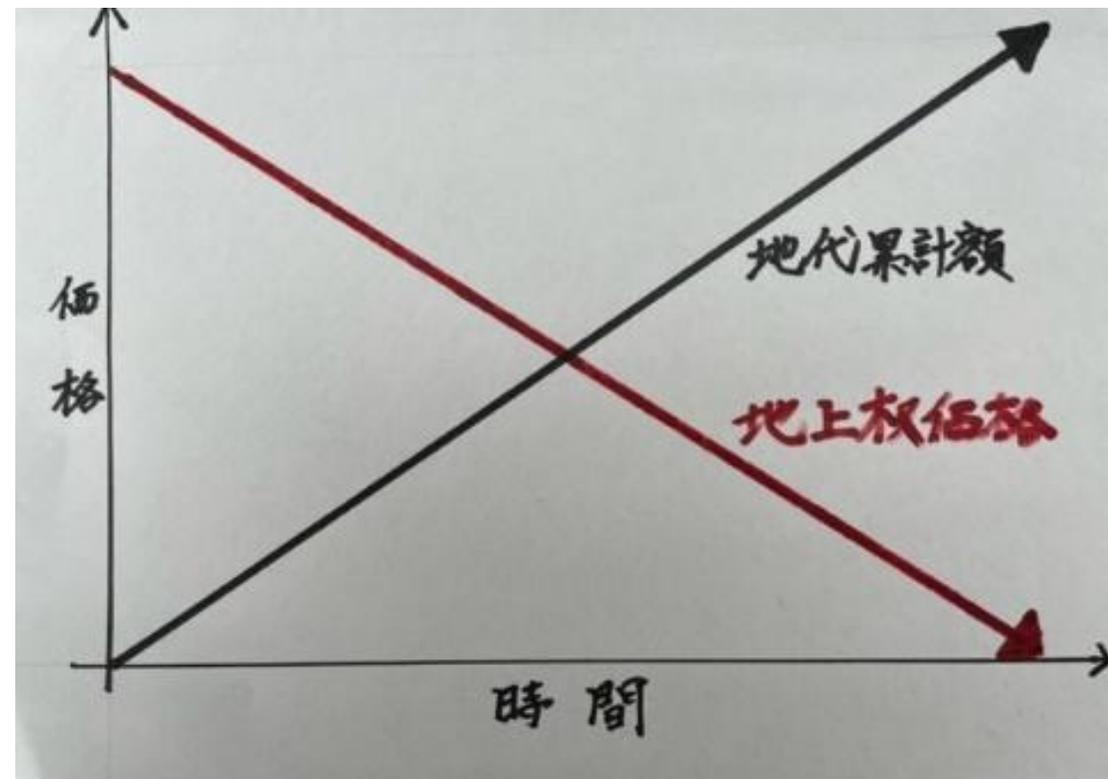
# 用地補償の見直すべき点

- ・仮置き場は**原発事故前**の土地価格
  - ・中間貯蔵は**原発事故後**の土地価格
- ⇒ **原発事故前**の土地価格にすべき
- ・仮置き場は賃貸借で地代で年払い
  - ・中間貯蔵は地上権で地上権価格で一括払い

⇒ **土地賃貸借で地代で年払い**にすべき

\* **地上権価格の計算式は途中から地権者が環境省に支払うかたち**

\* **環境省と東電の営農賠償を合わせると売却者が一番報われない**



# 最近の取り組み

- ・環境省との個人交渉(当方3人・環境省2人)  
30年以内の事業終了・原状回復・赤信号の用地補償の見直しなど
- ・中間貯蔵施設内で環境省と現地立ち合い(当方4人・環境省4人)  
目的:樹木伐採除草で火災等の防止・防獣・ホットスポット解消等
- ・情報開示請求による今年度の不動産鑑定評価・意見書等の分析  
今後専門家からの指導を得たうえで環境省と交渉
- ・各種広報活動の実施 30年中間貯蔵施設地権者会のHP  
原子力災害考証館で展示・各種イベントへの参加・マスコミ取材等

# まとめ 未来へのバトンに込めた思い

- 本のはじめにとあとがきに思いを込めました

\*戦後混乱した公共事業の多々あった課題や問題を解決する目的で昭和37年6月閣議決定した損失基準要綱を策定した建設省計画局総務課長小林忠雄氏と不動産鑑定評価基準「基準の原則基本的考察」の取り纏め者櫛田光男氏の普遍的な思いと同じだと考えています。

- それは未来の子供たちにえがおのバトンをつないでいくことだと強く思っています

# 我々が失ったもの 取り戻したいもの

2015年4月20日 夕刊 読売新聞

3版

2015年(平成27年)4月20日(月曜日)

夕刊 読売新聞

(第3種郵便物認可)

## 我々が失ったもの 取り戻したいもの



津波に耐えた河津桜(手前)や梅が咲く放牧地で、蓮子さんと語り合う渡辺勝康さん。「若い人が戻って来ない。限界集落みたいになっちゃうのかな」。勝康さんが寂しそうにつぶやいた